

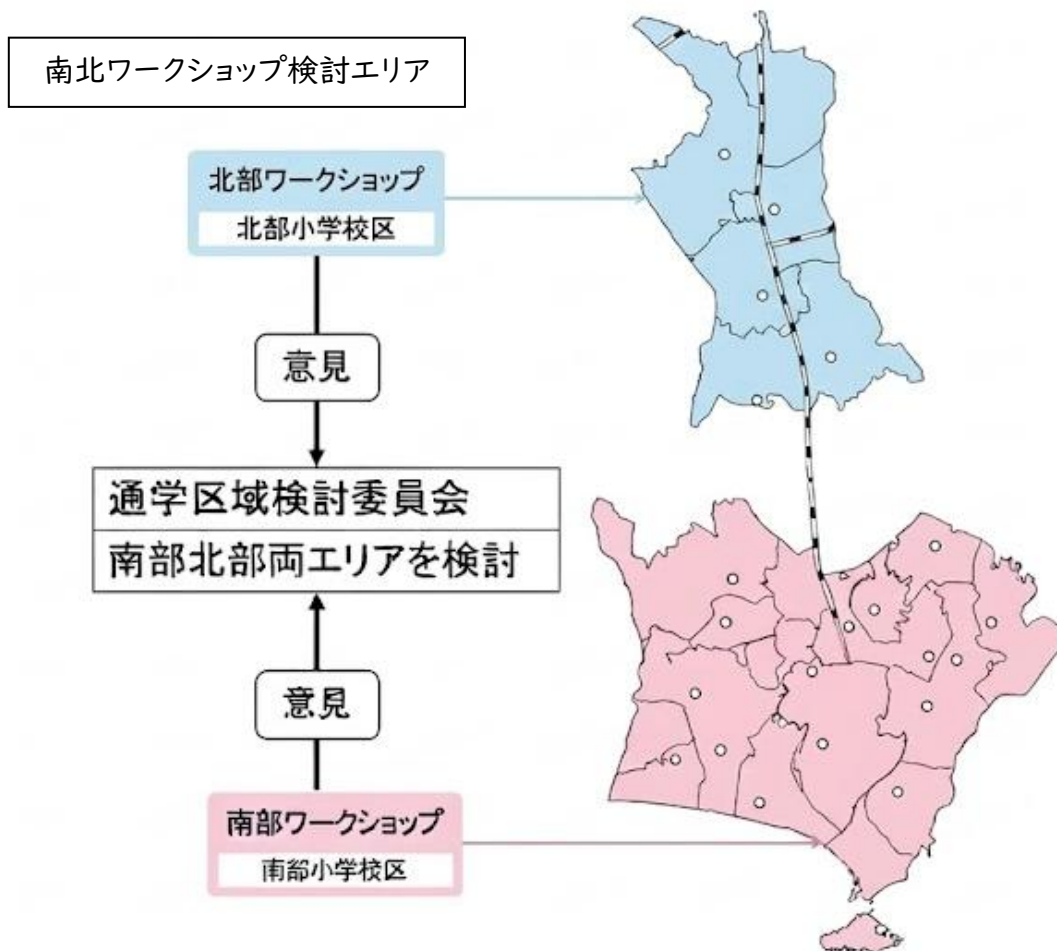
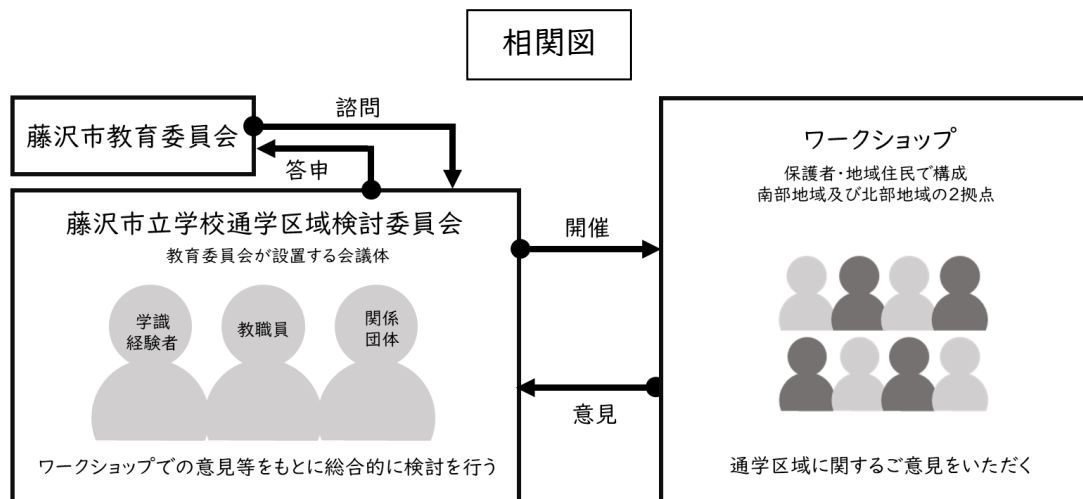
藤沢市立学校適正規模・適正配置第 I 期実施計画の進捗状況について

藤沢市教育委員会では次代を担う子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、市立学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めているところです。令和 6 年 3 月に策定した「藤沢市立学校適正規模・適正配置第 I 期実施計画（別紙資料 2 参照。以下「第 I 期実施計画」という。）」では、31 クラス以上の学校（過大規模校）の解消を第一優先とし、その解消に向けて、「通学区域の見直し」を行うことを具体的な取組としており、この度、新たな通学区域（素案）を作成したので、その内容について報告するものです。

なお、平成 6 年の石川小学校開校以降、本市において広域的に複数校に及ぶ通学区域の見直しに今回、初めて着手します。

I これまでの経緯

令和 4 年	3 月	「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」策定
令和 5 年	6 月	藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「第 I 期実施計画（素案）」を報告
令和 6 年	2 月	藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「第 I 期実施計画（最終案）」を報告
	3 月	「第 I 期実施計画」策定
	5 月	過大規模校解消に向けて通学区域の見直しの検討を行うため、藤沢市立学校通学区域検討委員会（以下「学区検討委員会」という。）を設置し、藤沢市教育委員会が諮問
	8 月	藤沢市議会行政改革等特別委員会において、「藤沢市行財政改革 2024 実行プラン令和 5 年度実績について」の中で「これからの学校のあり方の検討」を報告
令和 7 年	8 月	藤沢市議会行政改革等特別委員会において、「藤沢市行財政改革 2024 実行プラン令和 6 年度実績について」の中で「これからの学校のあり方の検討」を報告
令和 6～8 年		学区検討委員会の開催 令和 6 年 2 回 令和 7 年 4 回 令和 8 年 3 回（令和 8 年 8 月末現在）
		藤沢市立学校通学区域見直しワークショップの開催 ・ 南部ワークショップ 6 回開催（令和 6 年 7 月～令和 8 年 2 月） ・ 北部ワークショップ 4 回開催（令和 6 年 7 月～令和 7 年 5 月） ※ワークショップは南北ともにすべて終了



2 新たな通学区域(素案)

学区検討委員会では、同委員会の下部組織として、保護者や地域住民で構成するワークショップを開催し、地域の意見をいただきながら小学校通学区域の見直し案を作成しました。

(1) 小学校通学区域見直しの前提とした考え方

ア **最優先事項** 令和 22 年時点における過大規模校(31 クラス以上の学校)の解消

【南部】鵜沼小学校・辻堂小学校・鵜洋小学校・八松小学校

【北部】六会小学校

イ 基本的な考え方

(ア) 現在の通学区域をベースとし、過大規模を解消すること及び慣例学区(住所地に基かない歴史的経緯による学区)を廃止することを目的として、線を引き直す

(イ) 線の引き直しは必要最低限とする

(ウ) 線の引き直しに当たっては次の点を考慮する

- ・ 通学路の安全性(線路、幹線道路、河川等)
- ・ 自治会町内会の境
- ・ 通学時間・通学距離
- ・ 学校の施設規模

(2) 中学校通学区域見直しの前提とした考え方

第1期実施計画では「小学校区の見直しの影響を受ける中学校については、併せて見直しを検討する」としており、今回の小学校区の見直し案に合わせ中学校と協議のうえ、中学校通学区域見直し案を作成しました。

(3) 通学区域見直し対象校

【南部 小学校】

明治小学校	鵜沼小学校	本町小学校
辻堂小学校	鵜洋小学校	片瀬小学校
大道小学校	八松小学校	高砂小学校
鵜南小学校※	浜見小学校	羽鳥小学校
新林小学校		

※鵜南小学校は慣例学区廃止のみ

【南部 中学校】

明治中学校	鵜沼中学校	片瀬中学校
湘洋中学校	高浜中学校	村岡中学校

【北部 小学校】

六会小学校	長後小学校	湘南台小学校
天神小学校		

【見直し対象校数】

	南部	北部	合計
小学校	13 校	4 校	17 校
中学校	6 校	-	6 校

※小学校総数は 35 校
中学校総数は 19 校

(4) 新たな通学区域(素案) 資料 3~6 参照

資料 3: 市内全体の広域図 現行小学校区に変更予定エリアをピンクで着色

資料 4-1: 南部小学校区 **見直し前** 現行通学区域(赤線)+変更予定エリア(ピンク塗りつぶし) 丸数字は通し番号+慣例学区(水色斜線)

資料 4-2: 南部小学校区 **見直し後** 見直し後の通学区域(青線)

資料 5-1: 北部小学校区 **見直し前** 現行通学区域(赤線)+変更予定エリア(ピンク塗りつぶし) 丸数字は通し番号+慣例学区(水色斜線)

資料 5-2: 北部小学校区 **見直し後** 見直し後の通学区域(青線)

資料 6-1: 南部中学校区 **見直し前** 現在の中学校区(橙線)+中学校慣例学区(黄色斜線)+中学校見直し予定エリア(緑塗りつぶし) 丸数字は通し番号

資料 6-2: 南部中学校区 **見直し後** 見直し後の通学区域(緑線)

※北部中学校は変更しない予定

3 通学区域見直し後の学級数の見込について

南部

実績値 ← 学区変更しない場合の推移 →

	使用 可能 教室数	2026年 R8	2028年 R10	2031年 R13	2034年 R16	2037年 R19	2040年 R22
小学校							
明治小	32	28	31	31	29	30	30
鶴沼小	31	28	29	28	27	26	25
本町小	26	25	22	20	19	18	18
辻堂小	39	39	35	30	29	28	27
鶴洋小	38	38	37	33	30	30	30
片瀬小	27	23	22	21	19	18	18
大道小	24	21	21	18	18	18	18
八松小	26	23	25	23	23	24	24
高砂小	22	22	20	18	18	18	18
鶴南小	21	20	20	17	18	18	18
浜見小	17	11	10	7	6	6	6
羽鳥小	32	28	23	19	18	18	18
新林小	27	26	28	29	30	30	30

過大規模校(31学級～)

実績値 ← 学区変更した場合の推移 →

	2026年 R8	2028年 R10	2031年 R13	2034年 R16	2037年 R19	2040年 R22
小学校						
明治小	28	28	28	28	27	27
鶴沼小	28	29	27	24	24	24
本町小	25	23	22	22	23	23
辻堂小	39	33	30	27	26	25
鶴洋小	38	32	28	26	26	25
片瀬小	23	26	23	22	22	22
大道小	21	22	19	21	20	19
八松小	23	24	24	24	23	23
高砂小	22	18	15	16	16	14
鶴南小	20	21	19	18	19	18
浜見小	11	14	10	12	12	12
羽鳥小	28	25	22	20	21	19
新林小	26	27	26	25	25	25

過大規模校(31学級~)

北部

実績値

← 学区変更しない場合の推移 →

実績値

← 学区変更した場合の推移 →

	使用 可能 教室数	2026年 R8	2028年 R10	2031年 R13	2034年 R16	2037年 R19	2040年 R22		2026年 R8	2028年 R10	2031年 R13	2034年 R16	2037年 R19	2040年 R22
小学校								小学校						
六会小	37	32	32	30	30	30	30	六会小	32	29	28	25	24	24
長後小	29	26	26	23	21	21	18	長後小	26	27	24	23	21	19
湘南台小	29	24	24	25	24	24	24	湘南台小	24	29	28	27	27	24
亀井野小	28	21	23	21	21	24	24	亀井野小	21	23	21	21	24	24
天神小	19	14	16	16	13	12	12	天神小	14	15	15	13	12	12

過大規模校(31学級～)

※学区変更した場合の学級数については、在校生含め一度に変更した場合の想定です。

過大規模校(31学級~)

※学区変更した場合の学級数については、在校生含め一度に変更した場合の想定です。

なお、令和8年度に新たな通学区域を決定する必要があることから、人口推計の数値は令和7年度での見直しを最後とし、その数値に基づき計画を実施していきます。

4 新たな通学区域の導入について

(1) 新たな通学区域の導入時期及び対象者は原則として次のとおりとします。

小学校

令和10年4月1日以降に

- ・ 新たに市立小学校に入学する児童
- ・ 市内で転居した市立小学校在籍児童
- ・ 市外などから市立小学校に転入する児童

中学校

令和16年4月1日以降(令和10年入学の小学生が卒業するタイミング)に

- ・ 新たに市立中学校に入学する生徒
- ・ 市内で転居した市立中学校在籍生徒
- ・ 市外などから市立中学校に転入する生徒

(2) 令和10年4月1日時点での小学校在籍児童について

在籍児童は引き続き同じ学校での在籍を基本とします。

ただし、変更エリアに在住し、児童と保護者が希望する場合は、変更後の新たな通学区域の学校に転校することも可能とします。

なお、特例としてきょうだいが別々の学校にならないよう、保護者からの申請により就学指定校を変更することは可能です。

(3) 令和10年4月1日から令和16年3月末時点での中学校在籍生徒について

在籍生徒は引き続き同じ学校での在籍を基本とします。

ただし、変更エリアに在住し、生徒と保護者が希望する場合は、変更後の新たな通学区域の学校に転校することも可能とします。

5 新たな通学区域の周知について

(1) 新たな通学区域(素案)段階

- ・ 通学区域変更エリアを有する9市民センター(藤沢・村岡・明治・辻堂・片瀬・鵜沼・長後・六会・湘南台)及び市役所本庁舎における説明会
- ・ 学校の希望に応じて説明会を実施

(2) 新たな通学区域設定後

一般市民向け

- ・ プレスリリース
- ・ 市ホームページ・公式LINE・広報ふじさわ
- ・ 市コンタクトセンターの活用
- ・ 市公共施設でのチラシ掲出や配架
- ・ 自治会町内会回覧版
- ・ 市内不動産会社や事業所・店舗・施設への周知協力依頼 等

未就学児童家庭向け

- ・ 変更エリア在住者(令和10年4月入学予定者のみ)にチラシ郵送(予定)
- ・ 幼児健康診査や就学時健康診断での案内
- ・ 保育園・幼稚園経由でチラシの配付
- ・ 子育て施設でのチラシ掲出や配架
- ・ 民生委員・児童委員への周知
- ・ 市内産婦人科・小児科クリニックへの周知協力依頼 等

小学校在籍児童家庭向け

- ・ 全保護者にお知らせ
- ・ 学校の希望に応じて説明会を実施
- ・ 校内や放課後児童クラブ・遊びの施設(地域子どもの家等)でのチラシ掲出や配架 等

6 今後のスケジュール(予定)

令和 8 年	9~10 月	・新たな通学区域(素案)についての地域説明会(藤沢・村岡・明治・辻堂・片瀬・鵜沼・長後・六会・湘南台の各市民センター及び市役所本庁舎)の開催 ・新たな通学区域(素案)に対するパブリックコメントの実施 ・かわせみボイス(藤沢市子ども若者意見反映プラットフォーム)において新たな通学区域(素案)に対する子どもの意見を聴取
	11 月	学区検討委員会において新たな通学区域(最終案)作成に向けた検討
令和 9 年	1 月	学区検討委員会から答申
	2 月	藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において新たな通学区域(最終案)を報告
	3 月	藤沢市教育委員会定例会において新たな通学区域を決定
	4 月以降	決定した新たな通学区域の周知
令和 10 年	4 月	小学校新入学 1 年生及び転入児童から新たな通学区域の導入
令和 11 年以降		「藤沢市立学校適正規模・適正配置第 2 期実施計画」策定予定
令和 16 年	4 月	中学校新入学 1 年生及び転入生徒から新たな通学区域の導入

以 上

(事務担当 教育部 教育総務課)